

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 7月 7日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	3号機	所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター)3A-1点検において、しゃ断器用補助スイッチ(8個)の接点接触抵抗値に管理値外れが認められたため、当該補助スイッチを交換。	GIII	
2	4号機	使用済燃料プールライナー(内張)漏えい検出器(低側)元弁において、操作禁止札無しで全閉(原因不明)となっていることが認められたため、原因調査。 なお、当該検出器の漏えい確認窓にて水の滴下が無いことを確認。	GIII	
3	3・4号廃棄物処理設備	プロセス放射線モニター系焼却設備排気放射線モニター除湿器(A)冷凍部流量調節弁付近において、冷媒ガス(フロン)の漏えいが認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、仮補修を実施し、漏えい停止。	GIII	H27.12.22再審議にてグレード変更 GII→GIII